

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけられています。

この法律に基づき、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ体系的に施策を整備・展開することが目指されました。その後、男女共同参画基本計画は5年ごとに見直され2026年（令和8年）3月には「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

本市においては、2006年（平成18年）に男女共同参画の方向性を示した「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに向けた取組を進めてきました。

さらに、2010年（平成22年）には、男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層進めるため、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者、教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する基本的事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。

2016年（平成28年）3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の制定をはじめとする社会情勢の変化を受けて、「第2次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランⅡ（以下「第2次計画」という。）」を策定し、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整備しました。

このたび「第2次計画」が、2025年度（令和7年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の「第6次男女共同参画基本計画」や、京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）」、さらには社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、これからの10年間を見据えた「第3次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅢ」を策定することとなりました。

2 計画策定の背景

丹後地域では、女性首長墓の大谷古墳（大宮町）にみられるように、古代から女性が社会を支え、重要な役割を果たしてきました。近世以降も丹後ちりめん産業の担い手として女性が活躍してきた歴史があります。

このような歴史的背景がある丹後地域で、2004年（平成16年）に京丹後市が誕生しました。現在、本市では、総人口の減少や少子高齢化の進行等の課題に直面しています。本市の持続的な発展には、性別に関わらず、誰もが社会の中で安心して生活し、活躍できる環境を整備していくことが重要です。

（1）国の動き

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組が行われてきました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づき、「男女共同参画基本計画」2000年（平成12年）、「第2次男女共同参画基本計画」2005年（平成17年）、「第3次男女共同参画基本計画」2010年（平成22年）、「第4次男女共同参画基本計画」2015年（平成27年）を経て、「第5次男女共同参画基本計画」2020年（令和2年）が策定され、これらに基づく取組が推進されてきたところです。

また、2026年（令和8年）3月には「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。同素案計画には、目指すべき社会として、次の4点が示されています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

法制度においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正が行われ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が2015年（平成27年）に成立するなど整備が進められてきました。

女性に対する暴力の根絶に向けては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法[※]）」の改正が重ねられるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」も改正されています。2023年（令和5年）のDV防止法の改正では、保護命令制度の拡充や違反の厳罰化などが定められ、さらに同年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により被害者保護や防止対策の強化が図られています。

また、2018年（平成30年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定さ

れ、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが明記されました。加えて、2020年（令和2年）には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、平常時から男女共同参画の視点をもつ重要性について示されています。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

（2）京都府の動き

京都府では、2001年（平成13年）から2010年（平成22年）までの計画期間で「新KYOのあけぼのプラン－京都府男女共同参画計画－」を策定しました。さらに、2004年（平成16年）には、男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務、そして府の基本的施策等を定めた「京都府男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、2011年（平成23年）に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」、2020年（令和2年）に「KYOのあけぼのプラン（第4次）」（計画期間：令和3～12年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。

（3）持続可能な開発目標（SDGs）への対応

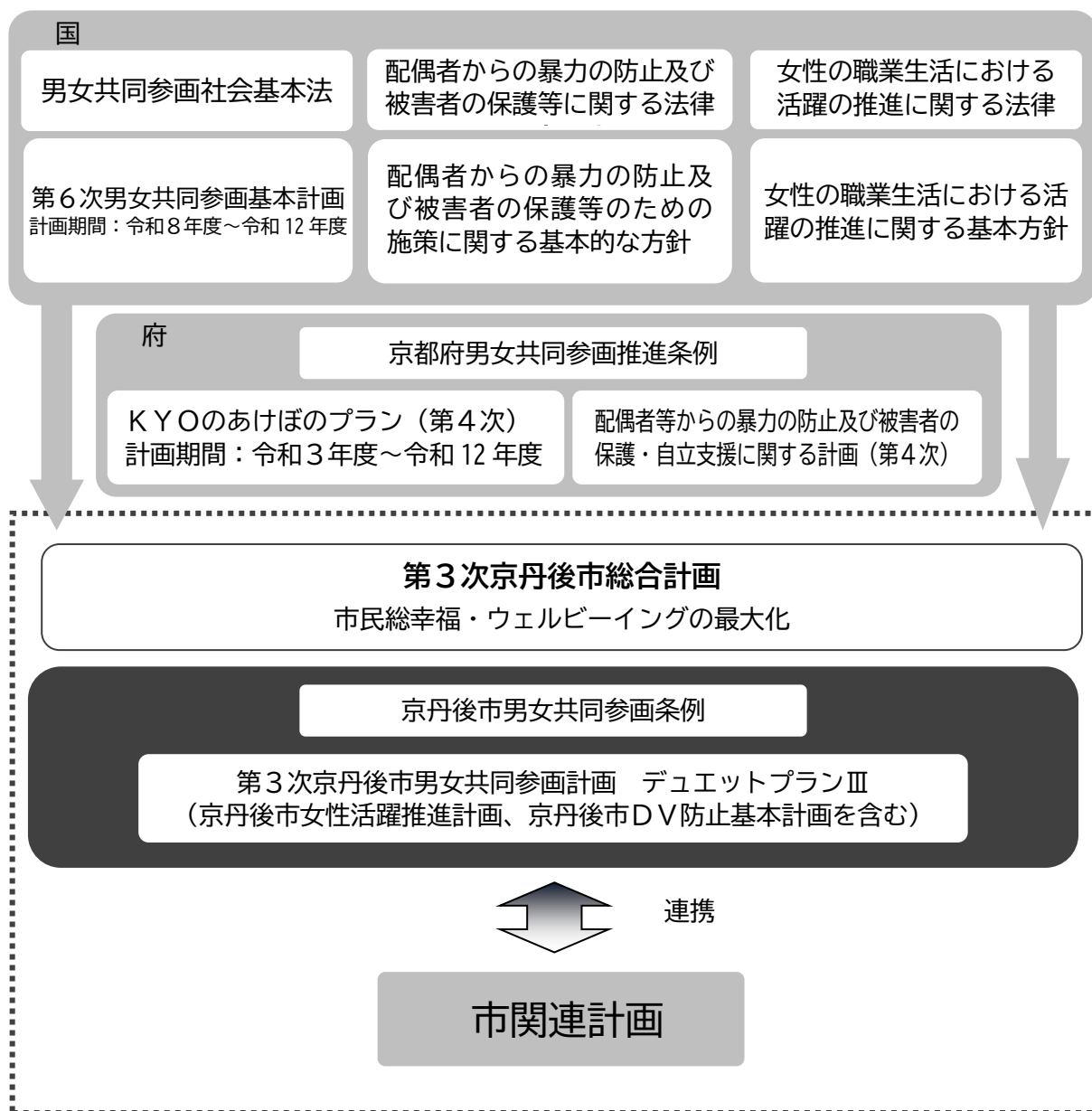
2015年（平成27年）9月、持続可能な社会・経済・環境を目指す世界共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が、国連サミットで加盟国193か国の全会一致で採択され、2030年（令和12年）の達成期限までにすべての国が17のゴールと169のターゲットに取り組むことが約束されました。ゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」はSDGsのすべてのゴールの実現に関わるものであり、本市においても男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させながら取組を進めていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものです。

また、国の「第6次男女共同参画基本計画」や京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）」の内容を踏まえるものとします。

なお、「第3次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とします。ただし、国内外の情勢や社会・経済環境の変化に柔軟に対応するため、具体的な事業内容や目標値などについては、計画期間の中間にあたる2030年度（令和12年度）末に見直しを行うこととします。

（年度）

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
調査	策定										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第3次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅢ </div>											
						中間 見直し					策定